

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和2年9月10日（木）
午前10時00分～午後1時45分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆 見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	市民自治推進担当部長	田島 元
	行政管理課長	小柳 一成	資産活用担当課長	内田 直人
	広報担当課長	尾崎 ゆかり	財政課長	磯貝 浩二
	情報システム課長	竹田 昴士		
	総務部長	渡邊 眞行	総務契約課長	櫻田 芳恵
	人事課長	佐藤 彰宏		
	市民経済部長	鈴木 誠	課税課長	赤松 勝也
	納税課長	岩本 俊行	市民課長	片岡 千晴
	経済観光課長	渡邊 哲也	観光担当課長	三浦 博幸
	会計管理者	芳野 俊彦		

案 件

件 名	結 果
1 2 陳情第 9 号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情	不採択すべきもの
2 第 9 9 号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第 1 0 0 号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第 1 0 1 号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第 1 0 2 号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 令和 2 年度「(仮称)地域委員会構想」モデル事業の実施について	企画課
2 多摩市行財政刷新計画(平成 2 8 ~ 令和元年度)令和元年度の達成状況について	行政管理課
3 多摩市行財政刷新計画(平成 2 8 ~ 令和元年度)の総括について	行政管理課
4 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について	行政管理課
5 「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正予定について	行政管理課
6 学校跡地施設について	行政管理課
7 令和元年度シティセールス事業の実績について	秘書広報課
8 都市計画税の税率について	財政課 課税課
9 公式 L I N E の開設について	情報システム課
10 特別定額給付金の申請・支給状況報告について	総務契約課
11 多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
12 新型コロナウイルス感染症への取組状況について	課税課 納税課 市民課 経済観光課
13 コンビニエンスストアでの証明書交付の拡大について	課税課 市民課

14	スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」の導入について	納税課
15	多摩市農業委員会委員の辞任に伴う補充について	経済観光課
16	多摩市観光・交流まちづくりグランドデザインの提言について	経済観光課
17	多摩市プレミアム付商品券事業実施報告について	経済観光課
18	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和について	経済観光課
19	(仮称) キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会について	経済観光課
20	サステナビリティボンド（SDGs債）の購入及び投資表明について	会計課

午前10時00分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第9号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(永田繁年氏) 今多摩市中央図書館や新庁舎計画を進めるときではない、コロナウイルス対策が最優先である。事業者やフリーランス等への財政的援助、生活支援対策、経済支援対策、感染症拡大防止等、またお忘れになっているのではないかとと思われるのは小学校や中学校の体育館や多目的施設へのエアコンの設置、これは全地域できているが多摩市だけできていない。小学校や中学校の体育館、多目的施設にエアコンの設置。それから、議員の皆さんは3月議会においてとんでもない愚策を行われた。市民が苦しんでいるとき、市民に向かって政治を行うべき方々が自分たちの給与の値上げを行った。誰に向かって政治を行っているのか、全国の市議会議員給与平均は25万円である。多摩市議会議員の皆さんは約50万円。市民が納めた税金は市民のために使わなければならない。市議会議員の器ではないことを申し上げておく。

これから温暖化による公害がいろいろ出てくる。強力な風水害に対する対策も必要になるだろう。国の1級河川から市が管理する排水溝への逆流

もすぐ近くの川崎市で起きている。これらの点検はできているのだろうか。やることがたくさんある。税金の無駄遣いはとんでもないことである。一つこの点を留意されて、税金の使い方に留意してもらいたい。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方等、市側から報告等あったら願います。

藤浪企画政策部長 それでは、現下の新型コロナウイルス感染症と、こうした中での市の取り組みについてご説明をさせていただく。

本年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症のその後の急速な感染拡大の状況、また市民生活や地域経済等現在に至るまでの様々な影響については皆様ご案内のとおりと思っている。こうした中、間もなく年度としても折り返しを迎える令和2年度の多摩市の行財政運営については、いわゆる新型コロナウイルス対策を最重点課題に今日まで取り組みを続けている。具体的な取り組みとして、本年1月末に市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して感染予防の徹底と市民向けの周知、情報発信などから鋭意取り組みを開始し、国や都の新型コロナウイルス対策との連動、また多摩市の独自の取り組みを進めており、これまでのところ新型コロナウイルス対策としての補正予算を4回編成し、その総額は約190億円という状況になっている。ちなみに一般会計当初予算の約3分の1にまで相当する額にまで来ている。そしてさらに、9月定例会の最終日にも追加の補正予算をお願いするような形で準備をしている。

また、市議会におかれても毎週災害対策連絡会を開催されて市政の様々な情報を執行部門に寄せていただき、市としての様々な対策、補正予算編成の貴重な意見とさせていただいているところである。

4回の補正予算としては、独自のPCR検査といった感染症対策とともに、ひとり親家庭をはじめ子育て世帯、飲食をはじめとする商工業者、介護事業所、障害福祉作業所、また学生の方への支援等、コロナ禍にあって特に厳しい状況に置かれた方々への支援を重点的に取り組みさせていただいているところである。また、昨年の台風19号の貴重な経験を教訓として、風水害等の自然災害にさらに新型コロナウイルスが加わった複合災害

への対応として避難所対策等にも着実に取り組みを進めさせていただいているところである。また、近年の地球温暖化の中での熱中症対策として学校へのエアコン設置等にも取り組んでいる。こうした対策と補正予算の内容については、これまでの補正予算の審議を通じた中でもご理解をいただいているところと思っているし、また、その概要についてはたま広報等にも掲載してお知らせしているところである。

今後に向けてであるが、いわゆる第2波の渦中とされていまだ予断を許さない状況にあるが、引き続き新型コロナウイルス対策を中心に、また現下の様々な課題もしっかり含めて市民生活の状況に目を向けながら対応を進めていく所存である。もちろん、効率的な財政運営もしっかり意識しながら取り組みをさせていただきたいと思っている。

松田委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員 今避難所の対策についても進めているということだったが、具体的にどうしているのかをご説明いただかないと、市民の皆さんが感染防止のための避難所対策をどうしているのかをなかなかご理解いただけないのではないかと思いますので、具体例等を少しご説明いただければと思う。

渡邊総務部長 避難所の対策であるので、具体的なところについてお話をさせていただきたいと思う。昨年の台風19号で様々な課題があった。その中では避難所の混雑の状況がわからないというところもあったので、今年からシステムを入れて各避難所の状況がわかるようにしたこと、混雑、やや混雑、または空いているというのがスマートフォンやホームページでわかる。それから、今回の新型コロナウイルス感染症ということでやはりその収容人数がある程度限られてくるという中では、さらに武道館、または関戸公民館等も避難所としての開設をするということで、去年は2,500人ぐらい避難したが、3,200人まで避難できるような形での場所を増やしている。その他様々な形で、防災ステーションやハザードマップの更新、それからアンサーバックが聞こえにくいのを解消したり、台風19号での宿題をしっかりと当初予算、補正予算で解決しながら、また今回の新型コロナウイルス感染症の対策もしてきたところである。

折戸委員 それでは、熱中症対策をしているということであるが、この夏本当に猛

暑だった。マスクを着用しながらの感染予防も含めてあったわけであるが、多摩市内で子どもたちの健康も熱中症対策をやったということであるが、その子どもたちが熱中症になったという事例があるのか、あるいは一般市民の人たちが熱中症で搬送されたり、もちろん亡くなった方はいないと思うが、熱中症にかかってしまった現状が具体的にもしわかれば教えてほしい。医師会とのいろいろな連携等もあったと思うが、そのこともあれば教えていただければと思う。

渡邊総務部長 具体的に熱中症で7月8月の段階でどのくらいの方たちが搬送されたかというような数については手持ちの資料がない。学校の熱中症というところであった普通教室には冷房を全部今入れている状況である。それから、特別教室にも今順次配置しているような状況である。さらに体育館についても、中学校においては今整備をしている、また小学校についてはスポットクーラー等を配備したような状況であるので、一定の熱中症対策はこれまでもとってきた状況だと認識しているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 これをもって質疑を終了する。

本件は多摩市の税金の使い方が市民のニーズに合うよう新型コロナウイルス対策として弱い立場の商店等の家賃補償や市内在学生への給付支援等市独自の対策、台風や大雨対策として市民が安心できる避難所の新設、高齢者対策として国民年金の人でも安心して入所できる老人ホームの建設をするよう税金の使い方の計画を見直してほしいとするものである。よって陳情内容への賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤條委員 2陳情第9号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情につ

いて、新政会を代表し、不採択とする。

まず市益、市民のため限りある予算の中で最大の効果をあげるべく税金の使い方について徹底して議論するのは、議員として当然の姿勢である。陳情者の求める新型コロナウイルス対策は国や東京都で既に実施されているものもあり、多摩市も最重点課題として補正予算等で市独自の対策が様々取られている。確かにこのコロナ禍において執行できない予算や事業もあることから、そうしたものをより困っているところにどう手当てして有効活用していくかという議論も必要だろうし、また新型コロナウイルス感染症の影響で今後市の税収も下がっていく見込みの中でどう支出を抑えていくかという議論も当然行われるべきである。陳情者の求める避難所の新設等や防災対策、学校施設へのエアコン設置、老人ホーム建設等の高齢者対策も、こうした議論の上でその予算を捻出していかなければならない。議員は、市民の皆様から負託をいただき、予算、税金の使い方についてしっかりとチェック機能を果たし、議決をさせていただくのがその責務である。市民のニーズに合っていないとする陳情者の苦言は厳粛に受け止めさせていただきながら、非常に重い責任を背負い、その職務を引き続き全うさせていただきたいと思う。よって不採択とさせていただく。

安斉委員

2陳情第9号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情について趣旨採択の立場から討論する。

多摩市の新型コロナウイルス対策への税金の使い方が間違っているとは思わない。先ほども市側から説明があった。新型コロナウイルス感染症が広がる中、市民の厳しい生活に視点を当てた施策が行われてきたと思っている。ひとり親家庭に対して児童1人当たり5万円の支給は、国に先駆けて市として行ったものである。下水道使用料を2か月間無料にしたことは都内でも例がない。多摩市がんばろう事業者支援金、これは国の対象外となる20%～50%未満の売上げが減少した市内事業者に支援金が支給されるものであるが、これも実施された。多摩市独自のPCR検査センターを市の財源で立ち上げ、運営しているものである。介護保険事業者や障害福祉事業者への応援金として一事業者当たり30万円が支給された。商店街への家賃補償に関しては、これはまだ実現していないが、商店街の大家

でもあるUR都市機構や都の住宅部署の都住宅供給公社等に要望していると聞いている。これらのことは国や都にも責任があると考え。市内在学大学生への給付支援は実現していないが、学生救済のため市で雇用し小・中学校の支援のために働きながら学ぶ機会が作られた。密を避けながら避難所を運営するためのスペースを区切るパーティションや折り畳み式簡易ベッドもこれまでの補正予算の中で実現をしてきている。年金でも入れる特別養護老人ホームは必要だと思うが、今介護保険制度の中では市が単独で設置運営することは難しくなっている。これはむしろ国への要望に値するものではないだろうか。しかしながら、市のこれまでの支援策が十分かといえば、そうとは言えない。また市民の中に行き渡っているかといえば、そうとも言えない。国や都が社会保障に十分な財源を充てるように求めていくことも含めて新型コロナウイルス感染症が長引く様相がある中、市民の不安に応えるためにも陳情者の願意を酌みたいと思う。以上、趣旨採択の討論とする。

折戸委員

2 陳情第9号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情について趣旨採択の立場で討論する。

新型コロナウイルス対策においては、先ほどご説明があったように4回の補正予算で190億円、また今後この9月議会の最終の補正も絡んで、市民に対する新型コロナウイルス対策として市ができる対策は打っている。十分と言えるかどうかは別にしても、やはりほっとできる、ありがたいと言える部分が対策として具体的に組み立てられていることは承知であるし、そのことはよしとしている。評価もしているところである。しかし、今後のコロナ後、またコロナの時代と言われている中において市財政の問題、税収がかなり低くなってくだろうという状況を見ると、私は一旦立ち止まって、今までのやり方、本当に市民のニーズに合ったものになっているのかどうか、あるいは市政50周年を迎えるに当たって多摩市という人工都市の6割を占めている状況を見て、何を一番今しなければならないのか、図書館が大きな建設の予定がされているが、それよりも気象状況の不安定な中において街がそれに耐えるだけの基礎的なものをきちんとできるかどうかの点検をすることに応じていく、また、そのことが次の世代にとっても

住みやすい多摩市につながっていくのではないかと考えている。そういう意味において、陳情者が出されている4つほどの要求があるが、すべてとは申しないがその願意の中に市民の本当の利益、ニーズに合った形で点検をし直すという点において私は賛意を表したいと思い、趣旨採択の立場であると申し述べて討論を終わる。

板橋委員 2陳情第9号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情について趣旨採択の立場から討論する。

陳情者は、多摩市に対し、また議会に対して随分誤解をされているのではないかという思いがこの文章の中からはうかがえるが、しかし、このコロナ禍の中で本当にこの先一体どうなるのだろうかという思いでこの陳情を出されたのだなという、そうした思いも伝わってくる。今多摩市からの報告もあったが、この新型コロナウイルス問題をまさに多摩市の第一義的課題として取り組みを進めていることは、私たち議員としてもよく感じているところである。議会としても、議長を先頭にして毎週災害対策連絡会を開き、市側に市民の声を伝え、また議会から市側に提案しながら、議会と市が一緒になって力を合わせた形での新型コロナウイルス対策が今進められているところでもあるわけである。しかし、そういったところをよくご理解いただきながら、引き続き皆さんと一緒に安心して暮らしていけるような、まさに年金でもこういった施設に入れるような政治を実現させていくためにも、力を合わせて頑張っていきたいと思っている。以上、申し述べて趣旨採択とする。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が3名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第9号 多摩市の税金の使い方について見直しを求める陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手同数である。よって多摩市議会委員会条例第14条の規定により、

委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は不採択すべきものと裁決する。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、第99号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 それでは、第99号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただく。本件については、国のデジタル手続法の一部改正に伴って本市の条例の一部を改正するものである。

では、そのまま改正内容についてご説明申し上げたいと思う。新旧対照表の3ページをお開きいただけるか。こちらの3ページのところをご覧願う。こちらの中で法定受託事務に係る手数料について条例第2条の2、詳細については別表の2に規定している。このうちの項番第12のマイナンバー通知カードの関係であるが、こちらの再交付等の事務がさきに述べたデジタル手続法の一部改正により廃止されたことを受け、本条例からこの項目を削除するものである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 法の改正だというわけであるが、通知カードをなぜ廃止したのか、不要とした理由をまず伺いたいと思う。

片岡市民課長 通知カードの役割が今大変中途半端で、通知をすることは別の手段でもできるし、その後大変やわい状態で持ち歩いたとしてもなかなか使い勝手がよくないということで、通知は通知、またマイナンバーカードに移るときの申請は申請という形で運用を分けることになったものである。

安斉委員 この通知カード廃止後のマイナンバーの証明についてはどういう手段があるのかお答えいただきたいと思う。

片岡市民課長 多いのは出生の届けをされた後で、こちらから住民基本台帳ネットワークシステムの全国のサーバーにその情報が入る。そうしたら、そこから大体1か月ぐらいで、マイナンバーの通知ということでご自宅宛てに通知が届く。A4判の大きさである。

安斉委員 今度はいわゆる通知が届くということである。先ほどカードが中途半端

だったとか、確かに紙のあれは軟らかい、そういう理由はよくわかるが、同じようなことがまた出てくるかと思う。これはある自治体のホームページで見てみたのだが、通知カード廃止後のマイナンバーの証明については、一つは、マイナンバーカードの取得をご案内する、もう一つが、先ほど通知が行くと言われたが、実は住民票記載事項証明書、これがそのことなのかよくわからないが、そういう証明書を発行することもできると、ある自治体のホームページには書かれていた。それで、これがどういう不便やどういう利便性を与えるかである。いわゆる通知廃止後でもそういう記載証明書やお知らせが行くと聞いたが、具体的にそうなった場合に、これまで出していた通知カードでできなくなることには何があるのかをお答えいただきたい。

片岡市民課長　　まず今の通知カードは、ご本人の証明として使える。ただし、今どこでも証明関係が厳しくなっており、写真入りの公的なものというような条件を出すところが多くなっている。公の場所はもちろん、銀行等でもそうである。そういう場合に、通知カードと保険証等の2点で確認するときの、その1点として使える。その証明機能は、通知書にはなくなる。先ほどこちらから申し上げた通知というのは、個人番号通知書というものが届くが、それはあなたのお子さんの番号はこれであるとお伝えするものであり、それ自体が何かの証明に使えたりすることはない。先ほど言われた記載事項証明書は、その前の段階でマイナンバー入りの住民票の写しを取ることができる。ただ、そのマイナンバー入りの住民票には、実は欲しくない情報もたくさん載っていたりする。前の住所が載っていたり、場合によっては生年月日が要らない場合に、こことこことこだけ住民票の中身と同じであることを証明してほしいというのが記載事項証明書で、それはご本人様が項目を選択することができるものである。その一つとしてマイナンバーがある。

安斉委員　　今のお話からすると、従来私たちが持っている通知カードは、写真も入っていないので、実は銀行の手続の際にはもう使えなくなるということか。それを確認したいと思う。

片岡市民課長　　銀行は民であるから、すべての銀行がそうかは存じ上げないが、こちら

辺の周辺で聞く限りにおいて、使えなくなるのではなくもう既に今1点だけでは使えていない、写真入りの物を何か持ってきてほしいと言われると伺っている。

安斉委員 どうしてもカードを作っていくという道が大きく広がっていくのではないかと思うが、市でこれまではいわゆるカードを持つ持たないは本人の自由とずっと答弁でも言ってこられたわけであるが、これからはご案内としてはカードの取得を進めていかれることになるのかと、今まだカードを持たない方たちもいる中で、新しく生まれたお子さんたちの問題についてもそうであるが、もしこれが通った後には、今やり取りしたようなことを広報でお知らせする必要があると思うが、そのあたりについて伺って終わりたいと思う。

片岡市民課長 2つのご質問のうちの、まず後ろのほうの広報に関しては、既に5月号で通知カードがなくなることをお知らせしている。少し補足というか、今持っている通知カード自体は、引き続き身分証明書としては使うことができる。ただし、変更がなければである。例えば結婚されて姓が変わった場合、修正を載せることがなくなるので現状と通知カードの内容はずれてしまっている、だからもう証明書としては使えなくなるということである。それから、マイナンバーカードの取得を進めるかについては、多摩市のスタンスとしては、欲しいという方にできるだけ不自由のないようにお手伝いをするというスタンスであり、ぜひ取ってほしい、取らないといけないということは今までも言っていないし、今後も言うつもりはない。ただ、マイナンバーの申請の状況を見てみると、先月の申請が何件あったのかはJ-LISから届くのだが、それが大体2,000件を超えている。それに対して多摩市のマイナンバーカードセンターでお手伝いをしているのが300件弱である。つまり8割以上の方がご自分の意思で、ご自分で申請されている。申請したいのだがやり方がわからないという2割弱の方がマイナンバーカードセンターに来てどうしたらいいかとお相談いただいている。つまり、市でどういうスタンスを持とうとも、それをどう考えるかは市民お一人おひとりのご判断であると思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第99号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定
についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成
の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
続いて日程第3、第100号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する
条例及び多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 新型コロナウイルスの感染拡大に伴って感染防疫の作業に従事した一般
職の職員と会計年度任用職員に対して、国及び都の制度改正を受けて防疫
作業等の手当について特例支給をするという条例である。詳細については
人事課長から説明をするのでよろしく願います。

佐藤人事課長 このたび条例改正を上げさせていただいた新型コロナウイルス感染症の
感染拡大に伴い、今後職場や現場にて保健所の指示により職員自らが消毒
作業を行ったり、また業務の中で感染症に罹患した方との長時間の接触や
罹患した方の検体を扱ったり特別な業務が発生することを想定して、こう
した業務に従事した職員に対し、防疫等作業手当の支給ができるよう根拠
規定を整備するものである。

経緯と趣旨について申し上げる。国は感染症拡大防止に係る感染症防疫
作業に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例支給を行うこととし、
東京都もこれを受け、本年5月に条例や規則を一部改正し、感染症防疫作
業等について日額または1勤務につき2,000円、特に陽性者等への身
体的接触や長時間にわたり接する場合は3,000円の手当及びその金額
に相当する報酬を支払う規定を定めた。

一方、市では、新型コロナウイルス感染症以前の感染症について常勤一般職の感染症防疫手当が既にあった。従事した職員には日額1,000円の支給が条例で定められていたが、今回の新型コロナウイルスに適用した国や都の手当特例支給の動向に合わせ、常勤一般職員と会計年度任用職員にも適用できるよう根拠条例の改正を行うものである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

 これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤條委員 特殊勤務として相応の手当を支給するのは当然かと思う。その上で、感染症防疫作業に今現在従事されている市の職員はおられるのか。

渡邊総務部長 現在直接という部分であると、今PCRセンターを週何回か開いている中で、会計年度任用職員であるが、検体の運搬や準備に従事している者はいる。

藤條委員 その手当支給に相当する業務かどうかを判断の上とあるが、PCRセンター以外ではこういった業務が挙げられるのか。

渡邊総務部長 人事課長からも一定のものをご説明したところであるが、例えばケースワーカーがケースのところを訪問したときに、その方が熱発していたところで病院の手配をしたり、または救急車を呼んだりした場合に、そのケース本人がPCRセンターを受けたときに陽性であったという場合には、罹患している方と一定の時間一緒にいたということで、そういうものに当たるだろうと考えている。また一定の感染が起こってその周りに濃厚接触者がいるような場合に、多摩市の場合は多くの方のPCR検査ができるということで予算もお認めいただいたところである。その場合は医師会のご協力を得ながら、医師会の先生方、看護師の方たち、また市の職員もその中でお手伝いするような場面が今後ないとは限らないので、そういう部分ではそういうものも対象になるだろうと考えているところである。

藤條委員 先ほど少し出た多摩市独自のPCR検査センターの運営についてであるが、これもまさに手当支給に相当する業務だと思うが、多摩市の医師会の会長自ら市側にももう少し人手を出してほしいというような切実なご要望もいただいている中においては、会計年度任用職員の方だけではなく一般職の職員の皆さんにもそうした現場に、こうした有事の際であるから、そ

の最前線で先頭に立っていただきたいという思いもある。私たちの会派も許されれば現場でいろいろお手伝いできればという申出をさせていただいたが、一般職の市の職員の方々は今後PCRセンターの運営についてどういう関わりをされていくのかを少しお伺いできればと思う。

渡邊総務部長 PCRセンターを設置したときから、私どもの健康センターの職員、保健師または事務職員がそこに立ち会うような形のはやってきた。その上で会長からさらにというお話もある中では、会計年度任用職員のお手伝いをいただくようなことも始めさせていただいたところである。主に医師会館に行って様々な道具等を用意させていただいてその準備をするようなことも含めて今やらせていただいているところである。そういう部分では、今後とも必要に応じて保健師または事務職員または会計年度任用職員というような形で、必要なマンパワー等については一緒に頑張っていきたいと考えているところである。

あらたに委員 念のための確認であるが、例えば庁内で罹患者が現れて、後出しでその間何日間か一緒に働いていたという人たちは、この手当の対象になるのかならないのか。

渡邊総務部長 例えば庁内で罹患者が出た場合、多分皆マスクをしているし、一定の仕切りが机にあるので、通常の中では日常生活で寝食を共にするというのが一つ濃厚接触者の基準でもあるので、そういう中では広く濃厚接触者として指定されないだろう、隣の人は濃厚接触者という形になると思うが、その場合はこの対象にはならないと考えている。それに伴って保健所が濃厚接触の範囲はここまでであるといったときに、そこで消毒等に從事した者についてはこの対象になる可能性はあるだろうと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第100号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及

び多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際日程第4、第101号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、第102号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第101号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてと、第102号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、併せてご説明申し上げます。議案書についてはサイドボックス内の本会議のフォルダの今定例会の市長提出議案の中に入っている。また新旧対照表についても同じフォルダに入っているの、そちらをご覧くださいと思う。また総務常任委員会フォルダの本日の定例会の案件の中で、案件4・5ということで市税条例・都市計画税条例改正資料というものをお配りしているが、そちらについてご説明を申し上げさせていただければと思う。

それでは、市税条例の主な改正点であるが、今年の4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日付で施行された。それに伴って新型コロナウイルス感染症に伴う納税者の負担軽減策が措置されたところである。この改正により制度化された事項に対応するために5月の臨時会では中小企業等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充や徴収猶予の特例の創設、軽自動車税の環境性能割の臨時的権限の延長について条例改正の可決をしていただいたところである。

今回の条例改正についても、4月の法改正に伴い制度化された事項のうち令和3年度課税で対応する事項ということで対応させていただく。1点目が、政府の自粛要請を受けて中止等された文化・芸術・スポーツイベン

トについて、入場料金等の払い戻しを受けないことを選択した場合については、市民税の寄附金控除の対象として税の優遇措置を受けられる制度を今回創設するというものになる。2点目が、市民税の住宅借入金等の特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って住宅建設の遅延等により入居が遅れた場合については、一定の要件に該当する場合は適用期限を延長するというものである。

続いて第102号議案の多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであるが、こちらについては先ほど申し上げた地方税法等の一部改正に伴い新たな条項が追加されたので、引用条項の改正をさせていただきたいというところである。2つの議案の詳細な中身については課税課長からご説明申し上げます。

赤松課税課長　　まず資料の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の概要等についてをご覧いただければと思う。先ほど市民経済部長からも説明があったが、まず大きいところでは、個人市民課税関連についての改正部分である。

まず1点目である。新型コロナ特例法による所得税の寄附金控除の特例についてである。現行の法律では個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人、これは例えば独立行政法人、あと社会福祉法人等を指すのだが、そのような団体に対して特定寄附金を支出した場合については所得控除を受けられることができるということで、これは一般的に寄附金控除という形で呼ばれているものである。今回の改正であるが、新型コロナ特例法による特定寄附金の対象を拡大するための一部改正である。内容としては、観客等が指定行事の中止等によって生じた入場料金等の払い戻し請求権の全部または一部の放棄をされた方、令和2年、今年の2月1日から来年の令和3年の1月31日までの期間、これを一般的に指定期間と呼ぶのだが、その間の間に行った場合については、指定期間内において放棄した部分の入場料金等の払い戻し請求権、これは上限で大体20万円程度であるが、これについて寄附金控除の対象とすることができるという改正である。指定行事とは具体的にどういうものかであるが、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であった文化・芸術・スポーツに関する行事の

うち、一般的には音楽コンサート、あと演劇、観戦型スポーツイベントといったものが対象であるが、その部分について新型コロナウイルス感染症が発生したことによる政府からの要請を受けて中止等を行った場合と認められるもの、文部科学大臣が主に指定するのだが、指定したものが基本的にはその対象というものである。では、具体的にどのような事業が対象なのかという詳細については、文化庁、スポーツ庁のホームページに具体的に掲載されているものが対象になる。これらの寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告のときに主催者から指定行事証明書と払い戻し請求権放棄証明書の2種類の証明書を提出していただくことがまず条件になる。大きいところでは今ご説明をさせていただいたところが改正の中身である。

続いて2点目の住宅ローン減税の適用要件の弾力化についてであるが、現行の法律では個人の既存住宅に行った増改築等、これは増改築を行った日から6か月以内に入居等の一定の要件を満たした場合であるが、住宅ローン控除の対象となる増改築に該当する場合については、入居前か入居後かを問わず適用を受けることができる。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合の要件を緩和するという内容の改正である。実際のところ住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置についてであるが、現行の入居期限の令和2年12月31日より遅れた場合でも、一定の期日までに住宅の取得契約を行っている要件を満たしていれば特例措置の対象とするという改正内容である。まず期間であるが、令和2年12月31日までという期間を、1年間であるから令和3年12月31日までに延長するというところが今回の改正内容である。要件であるが、基本的には一定の期日までに売買契約や請負契約を完了していること。注文住宅については今年令和2年の9月30日まで請負契約を締結していることが条件になる。あと分譲住宅、既存住宅についてであるが、取得する際に増改築を行う場合については、今年の11月30日までにやっていることがまず条件になる。あと要件としては、令和3年1月1日から12月31日までの間に取得した家屋等を必ず居住の用に供することが条件という形になる。今申し上げた条件を満たせばローン控除の特例を1年間の猶予という形で受けられるという改正内容である。

次に、都市計画税関連である。先ほど市民経済部長からも説明させていただいたが、今回は特に法律の改正の内容ではなく、条項のずれを改正させていただくという内容であるので、よろしくお願ひしたいと思う。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第101号議案についての討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第101号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第102号議案についての討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第102号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時03分 休憩

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切りかえる。

それでは1番、令和2年度「(仮称)地域委員会構想」モデル事業の実施について、市側の説明を求める。

田島市民自治推進担当部長 まず協議会資料の1をご覧いただきたいと思う。令和2年度「(仮称)地域委員会構想」モデル事業の実施についてご報告をさせていただく。

そちらにある「取組の方向性」に書かせていただいたが、ご案内のとおり多摩市は平成16年に多摩市自治基本条例を制定し、施行しているところである。これまでも市民との協働のまちづくりを進めてきたところであるが、そちらに書かせていただいた共働き世帯がかなり増加をしてきたこと、また定年延長などで定年になられてもなかなか就労している方が多くいらっしゃる中では、地域活動の担い手として不足が生じていて、様々な課題が生じてきているところである。こうした中で昨年から実施している総合計画の第3期基本計画の中で3つの重点課題を置いたが、そのうちの一つに「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を設定させていただいた。これを具体的に進めていきたいと思っている。具体的にはまずそちらに括弧書きで書かせていただいたが、「地域活動を市が後押しするしくみづくり」「だれもが地域活動に参画できる環境整備」「現役世代の声を地域に生かすしくみづくり」といったものが、この重点課題の一つである「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を進めていく上で、これは市民の方からいただいた課題解決に向けて視点として設定させていただいているので、今回この課題に取り組んでいく上では、これからの新しい世代、若い世代の方がこういった地域の活動、課題解決等に参加しやすいような仕組みをつくっていく、また今現在様々な分野で個別課題の解決に向けて団体の方に活動していただいているが、そういった活動をなるべくエリアの中で横につないでいくようなしくみをつくっていきたいと考えている。仮称であるが、地域委員会構想である。

これから構想を実現していきたい、まず構想をつくっていくことから始めたいと思っているが、こういった構想をつくっていく上でモデルエリアを設定させていただいて、モデル的な実践を今年度の後半からさせていただこうと思っている。具体的には、真ん中の表組みにあるが、2つのエリアを今年度は設定させていただいた。1つ目が東寺方小学区エリア、2つ目が諏訪中学区エリアで、ニュータウン地区と既存地区、また地域福祉推進委員会、これは社会福祉協議会で10年ほど前から各モデルごとの地域課題解決に向けた取り組みをしていただいているところであるが、そういった地域福祉推進委員会が具体的に動いているエリアと、まだその活動している委員会がないエリア等について、できる限り特性が違うエリアを2つ設定させていただいたところである。基本的に多摩市は10のコミュニティエリアを設定しているが、東寺方小学区エリアについては関戸・一ノ宮、桜ヶ丘、東寺方・和田という3つのコミュニティエリアにかなりまたがっているような、小学校区自体がこういった設定になっている関係でコミュニティエリアと直接合致していないエリアと、諏訪中学区エリアについては馬引沢・諏訪コミュニティエリアはほぼ諏訪中学区エリアとイコールで合致し、北諏訪小学校、諏訪小学校の小学校区とも合致しているが、そういった特性の違うエリアを2つ設定させていただいたところである。

今回この表組みの一番右の列にあるが、中間支援組織といった機能が今後しくみをつくっていく上では必要だと言われている。地域や住民の方に寄り添って伴走して継続して支援をしていくような組織体が必要ではないかと自治推進委員会からもご意見をいただいているところであるので、今回のモデルエリアでのモデル事業の実践に関しては、東寺方小学区エリアについては大学、具体的には中央大学国際経営学部の中村ゼミ、諏訪中学区エリアについては、昨年まで若者会議の事業を行ってきたが、この若者会議のメンバーが中心となって設立した合同会社M i c h i L a bと一緒に今回モデル事業を実践していきたいと考えている。

具体的にどういったことをやっていく予定かというのが大きな2番である。まず東寺方小学区エリアについては、先ほど申し上げた地域福祉推進委員会が具体的に動いていないエリアであるので、なるべくゼロベースか

ら入っていきたいと思っている。8月に無作為抽出で選ばせていただいた2,800人の方にアンケート調査を行った。このアンケートにご協力いただいた方の中からエリアミーティングを今年度3回ほど実施してまいりたいと考えている。今のところ六十数名の方から出ていただけるというご返答をいただいているが、このエリアミーティングという形の地域の懇談会を今年度は3回ほど行っていきたいと思っている。1回目の日程を決めているが、そちらにある10月11日に東寺方小学校体育館で第1回を行っていきたいと思っている。具体的には防災をテーマとしたワークショップを行っていく予定であるので、今回このようなエリアミーティングをこのエリアでは3回、第2回は今のところ昨年全市的な形で行政評価市民フォーラムの中で行ったが、シミュレーションゲームのSIMたまをエリア限定版でやっていきたい。最後の第3回については、今後地域ごとに地域ビジョンを描いてその目標に向けて課題解決を行っていく上で、地域にどういった強みがあったり弱みがあったりするかを可視化できるようなものをつくっていきたいと考えているので、地域カルテを作成するようなワークショップを、第3回は2月を予定しているが、行っていきたいと考えている。

もう一つの諏訪中学区エリアについては、地域福祉推進委員会が実際に動いているエリアであるので、残念ながら今年度については新型コロナウイルスの関係で実際の会議をまだ行ってないが来月以降会議を再開していく予定だと伺っているのでそちらに参加する形で、また合同会社MichiLabと協力しながら特に若い世代が参画しやすいような、このエリアはイベント等も行っているのでは、今年度できるかどうかはまだこれからであるが、そういった中で若い世代もこういった地域福祉推進委員会のような活動に加わっていけるような形で諏訪中学区エリアについては行っていきたいと考えている。

裏面は、具体的にそれを地図に落とししたところである。こういったことを今年度、新型コロナウイルスの関係で今まで動いてきていないが、今年度後半から少しずつ進めてまいりたいと考えている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 モデル事業ということであるが、期間としてはいつまでがこのモデルの期間となるのかだけ教えていただけるか。

田島市民自治推進担当部長 まだかっちりと決めているわけではないが、このモデル事業に関しては2カ年ほどやっていきたいと思っている。この2つのエリアについては令和2年度・3年度である。また令和3年度になったら、一応今の予定ではもう2つのエリアを加えていきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、多摩市行財政刷新計画（平成28～令和元年度） 令和元年度の達成状況について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 協議会資料の2をお開きいただければと思う。行財政刷新計画は平成28年度から令和元年度を計画期間としているが、このうちの令和元年度分の達成状況のご報告である。

1番では、具体的な取り組み項目について記載しているが、本計画では80項目の具体的な取り組みがある。そのうち令和元年度に実施計画があるものが72件あるが、このうちの61件が達成で、達成率は84%となっている。本計画では毎年度80%以上の達成率を目標としているので、84.7%でそれを上回っているので結果の欄に丸を記載しているところである。

下の2番では、持続可能な財政運営のための指標についてで、(1)経常収支比率から財政調整基金残高、起債額と3つの項目を書いているが、そのうちの(1)経常収支比率では、当初予算時と決算時それぞれに目標値を定めているところである。そのうちの当初予算時では目標値を上回ってしまっているが、決算時ではクリアしているというところで丸にしている。財政調整基金残高についても30億円の目標に対して35.6億円ということで上回っているし、起債額についても4年間の経過期間で100億円という目標に対して57.4億円ということで下回っているため丸にしている。

次ページからは、先ほど申し上げた80項目の具体的な取り組みそれぞれ

れについて目標値とそれに対する達成状況、その達成状況がどのようなものだったのかという取り組み内容をそれぞれ記載しているのので、後ほどご確認いただければと思う。

この結果については、この後決算特集号と併せて広報に載せるとともに、公式ホームページ等で周知を図ってまいりたいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3番、多摩市行財政刷新計画（平成28年度～令和元年度）の総括について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 協議会資料の3番をお開きいただければと思う。先ほどの案件でも申し上げた多摩市行財政刷新計画は平成28年度から令和元年度を期間としており、その期間が終了したことから、全体を振り返るための総括を行った。

総括の目的としては、そこに書いてあるが、取り組みの達成状況や成果を整理し、後年度のさらなる行財政改革や市民サービスの向上につなげたいと考えている。

その活用方法を下に記載してあるが、取り組みで得られた効果や、達成に至らなかったものの課題等を整理し、継続・発展させて取り組むもの、手法を変更して取り組むもの等を抽出したいと思っている。今年の3月には第9次の行革計画を定めているが、その取り組み項目に随時追加するなどして、引き続き行財政の改革を進めていきたいと思っている。また、今後も各年度の終了後、議会への報告やホームページ等への掲載は続けていきたいと思っているところである。

次のページをご覧くださいと思うが、次のページからが、その総括となる。はじめにの3行目のところに書いているが、市民や民間企業やNPO法人など、より多くの方々に公共サービスの担い手して力を発揮していただくことや、今までとは異なる手法や新たな手法により、市民サービスの向上や効率的な事業運営を行うことを「しくみの転換」と定めているが、このしくみの転換に重点を置いて取り組んできたのが本計画である。

それを進めるために80項目の個別取り組み項目を定めて取り組んできたところを書いている。

次のページからは、先ほども申し上げたが、達成目標としては、個別取り組みの各年度80%の達成率という目標と、財政指標を目標としていたという目標を確認している。

その次のページからは、その達成率と財政指標がどのような状況だったのかを、表とグラフ、あとは説明文で説明しているところである。

5ページからは、取り組み項目の柱立てがあるが、(1)から(3)の3つの柱立てごとに分けるとどのような達成率だったのかと、達成ができなかったものについてはどのような要因があったのかを振り返るような記載をしているところである。

6ページ目からは、取り組みの成果で、取り組みの重点に置いている「しくみの転換」というところでは、どのような成果があったのかを大きな柱立てごとに概要を箇条書きのような形で書いている。しくみの転換につながったような主な具体例を3つの柱立てごとに記載しているところであるが、新たな手法、現状とは異なる手法ということで市民サービスの向上につながった事例をここに記載しているので、後ほどご確認いただければと思う。

最後のページでは、「さいごに」ということで取り組み全体を通じてであるが、第9次の計画につなげ、今後も市民サービスの向上につなげていきたいという締め言葉を書いているところである。こちらについてもホームページ等で公開したいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 協議会案件4番、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定である。

今回の改正の概要であるが、行政財産使用料については、条例の第4条

及び別表第1～第3で規定している。別表第1の中で、行政財産の使用料の中で多摩市道路占用料等徴収条例に準拠している単価がある。また、多摩市の道路占用料については東京都に準拠しており、ここで東京都は令和2年4月に改正しており、今回本年度道路交通課で改正を予定しているというところで、行政財産の条例についても改正を行うものである。関連する条例改正予定であるが、多摩市立公園条例、多摩市下水道条例についても改正を予定しているところである。

改正の影響である。物件としてガス管や第1種電柱といった5つについて改正を予定しており、一番右のところにあるとおり、増減額については10円～30円である。ちなみに単価の変更によって令和元年度ベースで試算したところ、170円の増額見込みである。

今後の予定については、令和2年12月に条例改正案の上程、議決後公布、令和3年4月から施行を予定しているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正予定について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会案件5、「公共施設の見直し方針と行動プログラム(各論)」の時点修正予定についてである。平成28年11月に更新した「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」については、総論と各論で構成している。各論については、毎年度進行管理を行って時点修正を行っているところである。例年11月に時点修正を行っているが、今回については新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による状況変化を踏まえ、令和3年2月に時点修正を行う予定である。

今後の予定については、12月の総務常任委員会で時点修正の素案の報告をさせていただく。2月に時点修正を行った後、3月に同じく総務常任委員会で報告をして、公式ホームページ等で公表していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、学校跡地施設について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会案件6、学校跡地施設についてである。3つの学校跡地施設について、現在の状況をご報告する。

旧南永山小学校跡地については、令和2年9月の補正予算でお認めいただき、解体工事について延期したいと考えている。またグラウンドは市民開放している。こちらについては当分の間継続したいと考えている。また、東京消防庁による多摩消防署仮庁舎の解体工事が今始まっている。解体が終わった後、令和2年11月末に市に返還される場所である。

2番目の旧中諏訪小学校跡地（グラウンド）については、今東京都で都営住宅を建設しているところで、完了は令和3年度の見込みである。

3つ目の旧北貝取小学校跡地である。こちらについても令和2年の補正予算でお認めいただき、今後令和2年12月の議会で工事契約の議決をいただいて令和3年1月まで改修工事を予定している。開館については令和4年4月を予定している。こちらの詳細については、くらしと文化部から、子ども教育常任委員会の協議会で説明する予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 グラウンドの活用であるが、この3つ上がっている場所と豊ヶ丘中学校と図書館のところ、旧西落合中学校跡地のグラウンドがあると思うが、この跡地のグラウンド活用については今後どのようにするのか。各跡地ごとに利用者団体が違うと思う。そこを共通課題にしていったほうがいいのではないかと私は思うが、どのようにされていくのか。

内田資産活用担当課長 各学校跡地については、行動プログラムの各論のほうで今後の予定を記載している。例えば旧南永山小学校については解体の後、民間の活力を使って活用していくというような記載をしている。暫定利用としては、今現在グラウンドということで市民開放を行っている。例えば旧南永山小学校については今回解体を予定していたということで、解体においては9月までに利用を終えていただくということで利用者団体には説明をさせていただいている。新型コロナウイルス感染症の関係で皆さんに集まって

いただくことは難しかったが、当分の間延長するという事で文書で通知はさせていただいている。こういった利用者団体の方にはそれぞれの跡地のほうでご案内をさせていただいているが、今回旧南永山小学校で延びたというところがある。こちらの利用を終えていただく際には、例えば6カ月前等なるべく早い時期にお知らせしてご案内をしていきたいと考えている。

しのづか委員 そうではなく、今場所ごとに利用者団体があり、その場所ごとに調整していると思うが、今後は限られた、期間もそうであるし、場所もどんどん減っていくわけではないか。だとしたらもう少しオールで市内全部の学校跡地のグラウンドの活用ということで情報共有をしていったほうがいいと思う。ここはたくさん使っているが、ここはある時点では空いているという情報が横の連絡でつながっていけば、市内の移動は結構市民団体の方は空いていれば使いたいただろうから、そういうところの情報共有を図ってほしい。答弁は要らないのでよろしく願います。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、令和元年度シティセールス事業の実績について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 それでは、令和元年度シティセールス事業の実績についてご報告させていただきます。昨年度令和元年度の事業の方針というところで1枚目をご覧願う。戦略的広報活動の継続から魅力発信ツールの活用充実ということで6点の視点を持って事業を展開してきた。一つ一つについて具体的に取り組み実績を報告する。

1つ目には戦略的広報活動の継続で、平成30年度にも取り組んできた手法や経験の蓄積を生かして継続的に積極的に広報活動を行った。豊ヶ丘小学校の自然学校、多摩市消防団の出初め式、これは特にラッパ隊に注目してPRしてみた。それから、市内の名所、グルメ、施設、商店を紹介する街ぶら系番組の取材誘致活動、多摩市の桜の名所紹介、多摩市産アスパラガスとその素材を使ったグルメ紹介などテレビ取材誘致を狙ったプロモ

ート活動を続けてきた。ハロウィンやイルミネーションについては、来街促進を目的にして昨年度平成30年度に引き続いてウェブ媒体によってPR活動を行っている。

成果としては、年間報道露出件数3,394件、平成30年度比では80.2%で低調な結果となったが、これはラグビーの世界カップであったり、台風19号等の災害、あとは年度後半になって新型コロナウイルス感染症の大きなニュースが報道先行したこともあり、なかなか地方の取り組みは取り上げてもらうことができなかったということになる。特に年度後半に活動していたテレビを中心とした街ぶら系のアピールというかプロモートについては、新型コロナウイルス感染症の拡大のためにテレビ局が街ぶら系の番組ができなかったこともあり、成果を上げることができなかったが、唯一せんだっての「モヤモヤさまぁ〜ず2」につながったということになっている。

次に、ターゲットに向けた新しいPRの実践ということで、新たにプッシュ型広報手段を使って、「公告投下」という言い方をするが、金をかけてウェブあるいは雑誌に多摩市の魅力を掲載した。住宅情報系WEBメディアについては、いわゆるSUUMOであるが、SUUMOについては閲覧者1,780回を目標にしていたが、2,191回の閲覧回数を獲得することができ、その閲覧者から147件多摩市内の物件ページに遷移したという結果が出ている。また、『週刊東洋経済』についても、令和2年3月14日に、『時代とともに変わり続ける「多摩市」の未来』というページを見開き2ページにわたって掲載した。こちらについては、200名にウェブ調査を行い、一定程度ここに書いているように多摩市への関心層へのアプローチができたのではないかと考えている。

また、3つ目には市内大学生向け事業で、平成30年度に行った市民ワークショップから導いた事業ということで、若者に向けての、主に大学生に向けて、新聞というか、たま広報ではないが楽しい新聞3回発行した。また、NEWTOWN2019にも参加するというので、これは企画課と協力して市政50周年につなげるイベントを行ったところである。

また、ロードレース大会の機運醸成に向けた事業も展開した。イベント

は市内で4カ所、総数525名の参加をいただいた。チラシ2万枚、ガイドブック3万3000部はいずれもすべて配布し終わっている。ロードレースの楽しさが体験できてよかった、多摩市で改めてオリンピックの事業ができることを周知することができたかと思う思っている。

あと5番目には、職員に向けたシティセールスの意識啓発活動ということで研修を職層ごとに年3回行った。管理職46名、新入職員50名、係長級25名ということで研修を行ったところである。座学もなかなか難しいことになっているので、何らかの形で引き続きインナープロモーションを続けていきたいと思っている。

魅力発信ツール。まちの魅力発信サイト「丘のまち」の充実・活用を進めた。#多摩市広報部員であるが、こちらについては本日現在で約2,600件のインスタ投稿をいただいております、いろいろな市内の私たちでも気がつかない魅力をどんどん発信していただいているところである。

これまでのところで、ランキングがすべての成果ではないと思っているが、少しずついろいろなランキングが、住みたいまち、あるいは魅力あるまちとして上がっているところであるが、ニュースを出し続けていく、魅力を投げかけ続けるということにもエネルギーと金と時間がかかることがよく分かった。また、大きなことが、例えば今年度についてはもちろん新型コロナウイルス感染症、昨今では自由民主党の動き、そういう大きなニュースがあるとやはり市のニュース、魅力発信がなかなか取り上げられないという課題が顕在化しているので、今後についてはせんだっての一般質問でも企画政策部長から答弁させていただいたが、多摩市と言ったらこれというようなブランドのようなものを目標にした中期の戦略更新に着手していきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、都市計画税の税率について、市側の説明を求める。

磯貝財政課長 協議会8の都市計画税の税率についての資料をご覧くださいと思う。都市計画税については、都市計画事業あるいは土地区画整理事業に活用す

るための目的税である。今市の都市計画税条例上は、本則では0.30%、附則において3年ごとの見直しを行いながら今年度までは0.20%となっている。参考に今年度の26市の税率を載せているが、0.2%は26市の中で武蔵野市と府中市と並んでの最低水準となっている。参考にこの0.20%は今多摩市では平成24年度からというような状況になっているところである。目的税である以上、今後の税収の見込みと活用事業がどのくらいあるのかを見ながら3年ごとに見直しを行ってきたわけであるが、今年度で附則が切れる中で来年度以降どうしようかということで再度税収の見込み、また活用事業の事業量の見込みを再度立てさせていただいた。その中で、今後3年程度は税収額より活用事業のほうが大幅に上回るような見込みとはなっているが、その後大型工事が終わった後は再び歳入が上回り、都市計画費に積み立てるような見込みとなっている中では、今回税率については引き続き0.20%で来年度以降についても行かせていただきたいと考えている。

こちらについて、今回のご報告の後、12月議会において今後來年度から3年間の税率を0.20%にしたいということで条例を上程させていただければと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、公式LINEの開設について、市側の説明を求める。

竹田情報システム課長 資料は9番である。公式LINEの解説についてである。既に一般質問等でのやり取りもあったが、令和2年9月5日からLINE株式会社が提供するスマートフォン、フィーチャーフォン、パソコンに対応したコミュニケーションアプリを利用し、多摩市公式LINEアカウント開設したところである。資料の2枚目のところにチラシのような形で出させていただいている、そちらを使って説明する。

令和2年9月5日より公式LINEアカウントを開設。年代を問わず多くの方に利用されているLINEは、今年1月の民間シンクタンクの調査では、既に国内利用率が6割を超える状況とされている。その特徴である

プッシュ通知機能、こちらはリアルタイムに更新・発信された情報を、情報が届いたと利用者に伝えることが可能である。特に災害時の情報発信チャンネルを一つ増やすということで、非常に効果が期待できるかと考えている。

本年初頭からの新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けて、それより以前に用意はされていたが、地方公共団体プランという無料のプランが用意されているので、まずはそこを活用し、基本的な基礎機能に限定した形で運用を開始させていただいたところになる。令和3年3月31日、今年度中までは、このレベルのテスト運用と位置づけさせていただいて、この間については災害緊急情報、イルミネーション等の大きな観光情報の配信・発信だけにとどめておきたいと思っている。

今後については、バージョンアップに向けた予算措置も検討しているので、各自治体の有効な取り組みなども勉強しながら、より充実したものに展開していければと考えている。また、先ほど確認したところ、現時点で803名の友達の登録をいただいている状況である。台風が来るような時期であるので、できるだけ多くの人に登録いただいて、情報を受け取っていただけるような環境になっていけばいいなと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、特別定額給付金の申請・支給状況報告について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 それでは、特別定額給付金の申請・給付状況の報告ということで、令和2年8月31日終了時点の暫定値にはなるが、ご報告をさせていただく。

まずはこのたび令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されてから、多摩市として本事業を立ち上げて、本日まで一気にこの事業を進めてきた。この間に皆様におかれては、市民の問い合わせへの対応等を含めていろいろご協力いただいていたことにありがとうございます。本日、暫定値ではあるが、このような形で報告させてもらえればと思っているのでよろしく願います。

まず1番の事業概要になる。こちらはおさらいという形になるかと思うが、基準日令和2年4月27日において、多摩市の住民基本台帳に記録されている者、こちらの方が対象になる。申請の受給権者については、支給対象に属する世帯の世帯主からの申請という形になる。支給額は支給対象者1人当たりにつき10万円である。申請の期間、多摩市においてはオンライン申請については令和2年5月1日から令和2年8月31日23時59分、この日付の日までを申請の期間とした。郵送申請方式については、令和2年6月1日から3カ月間の令和2年8月31日、こちらは消印有効という形になっているので願います。今回の終了時点の暫定値というのは、あくまでも31日に郵便で届いているものをカウントしているので、若干今この数から増えているが、いろいろと日々動いているので、この時点での暫定値のご報告である。

2番、支給対象者である。支給対象世帯数については、7万3,091世帯、支給対象人数は14万9,047人である。支給予定額は149億470万円を予定していた。

申請状況である。申請件数については7万2,351件。こちらの申請率をカウントさせていただくと98.99%と表示させていただいているが、こちらの件数については重複での申請、支給対象外の申請の数、不備の方で再度申請する方も含めたカウントになるので確定の数ではないが、単純に申請が来た人数がここにカウントされている。申請の方法による内訳になる。オンライン申請が3,602件、郵送申請が6万8,749件ということで申請の数が内訳として上がっている。

支給実績であるが、支給決定済み世帯数が7万1,692世帯である。こちらについては、ここに予備で書かせていただいているが、同一世帯で複数回支給決定しているものも1件という形のカウントをさせていただいている。支給決定率が98.09%である。支給決定済み件数は7万1741件、支給決定率が98.15%と表示させていただいている。支給決定済み金額になるが、147億4,230万円、支給決定率が98.91%である。ここで未支給世帯の数も表示させていただいている。世帯数が1,395世帯、1.91%となる。こちらは一度も支給決定をしていない世

帯となるが、辞退の意思がある、申請前に亡くなってしまって申請ができなかった方、あとは不備補正待ちの方も含んでいるので、このカウントになる。その内訳になる。辞退した世帯数が17世帯。先ほど言ったように単身世帯で申請者が申請するまでの間に亡くなった世帯が66世帯、支給決定待ち及び不備の補正で294世帯。その他、こちらは未申請の方であるが、1,018世帯。合計で1,395世帯あるということになる。

次のページに行くがコールセンターの電話対応件数もご報告させていただいている。コールセンターは、新型コロナウイルス感染症の対策という形でコールセンターを立ち上げさせていただき、給付金も含めた全体の件数として今現在分かっているものの情報になる。

まず設置期間が4月30日～5月17日までは本庁舎の第二庁舎会議室の一室を借りて使って、こちらのコールセンターを立ち上げさせていただいている。こちらは職員が、各課すべての人数を応援職員という形で職員対応させていただいて、この場は対応させていただいた。合計で1,811件、いろいろな問い合わせ等があった。

次に、5月18日から9月30日まで予定しているが、今現在ベルブ永山でコールセンターをやっている。特別定額給付金の関係については、こちらは5月18日から5月31日まで1,771件、特別定額給付金のことの問い合わせ、そのほかが159件、合計で1,931件あった。そこから特別定額給付金のほうはちょうど申請の時期であったし、その後申請した内容の確認等で、6月も6,068件特別定額給付金のほうで、90%以上の問い合わせがあったという形になる。特別定額給付金以外のほうが6月は487件で、合計6,555件の問い合わせがあった。1日800件ぐらい来るようなすごい問い合わせ件数だったが、このような形で対応させていただいている。7月については、特別定額給付金のほうの件数1,911件、特別定額給付金以外が161件、この月の合計が2,072件である。8月になると大分落ち着いて、問い合わせも大分減った。特別定額給付金については449件、特別定額給付金以外は204件、8月の合計が653件という形で今現在進んでいる。9月もまだ若干不備のやり取り等をやっているので電話は動いているが、皆様も10万円の口座の

振り込みを確認いただいて、特別定額給付金のほうは今現在の問い合わせは大分減っている。そのほかのところも若干あるが、大分今月については落ち着いてきているかと思っている。すべての件数が今のところ8月までの間では1万1,211件の問い合わせがあったので、こちらは暫定値ではあるが、ご報告させていただく。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 それでは、多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてご報告をさせていただきます。こちら令和2年度については、審議会の開催の状況であるが、こちらに書いてあるように第1回については6月26日に開催した。例年だと5月に開催するのだが、新型コロナウイルス感染症の対策のために一時審査会の日にも見合わせながら状況を確認していこうということで委員との確認の中で、まずは1回目が6月26日に開催できたという形になる。その際には、公契約審議会の答申における課題・改善等について話し合われた。あと令和2年度の公契約審議会の案件の状況の確認になる。第2回になるが、先日8月31日に審議会を開催することができた。ここで労務報酬下限額の考え方について、工事の労務報酬下限額と、あと業務委託、指定管理の労務報酬下限額についての話し合いが行われた。ここで例年だと1年で5回ほど審議会を開催するのだが、新型コロナウイルス感染症の対策もあるし、審議内容からすると次は1月でよいのではないかと、状況も確認するようにはなるが、まずはこの1月ごろということで、3回目を1月上旬ごろと考えている。そのときには、その前に答申書その1については今現在、先日の審議会で答申書のまとめという形で大まかに決定はしているので、その決定を受けて今連絡を取り合っており、最終的な決定はまた後日決定させていただくが、この1月上旬のころにはその2の答申に向けての話し合い。その2というのは、令和元年度公契約案件と今後の課題も、今後について考えなくてはいけないということから、その2の

答申もこの日にさせていただくような状況で今動いている。

2番、多摩市公契約審議会における主な検討課題と現在の検討状況についてである。例年課題をそれぞれ課題ごとに審議・議論していただいているところであるが、大きく課題を5つに分けて審議している。その中でまずは課題1、労務台帳の改善。今回案件で公契約条例対象案件に上がった事業者については労務台帳を提出していただくという形になっているので、その台帳の簡素化等を含めた改善が今までもずっと議論として上がっている。その中でどういうことが改善につながるのかということと、あとそもそも台帳が必要なのかという議論も審議会の委員の中では話し合われているが、今回の審議会の中では、この労務台帳は受注者が労働者に対して労務報酬下限額以上支払っていることを確認する唯一のデータであると、そういうことから当面の間は廃止しないことにしているが、今後も事業者からの意見を踏まえながら、必要に応じてこの様式等の整理をしていくという形で検討している。

課題2である。労務報酬下限額の考え方について。まず工事については、工事案件は、熟練労働者と熟練労働者以外で労務報酬下限額をそれぞれ設定している。まずは熟練労働者、要はベテランと言われている方は、現状どおり今年度についても公共工事設計労務単価の90%とすることで検討を進めている。熟練労働者以外の方については、例年公共工事設計労務単価の上昇率に自動的に連動せず、市場の賃金実態（多摩市周辺地域の建設業の求人市場相場等）を参考に設定する方向で検討しており、令和2年度においては金額が1,075円としている。令和3年度の労務報酬下限額の設定については、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済・雇用への影響等を踏まえ、諸般の事情を考慮して据え置く方向にすることを先日決定した。

その次、委託・指定管理の考え方である。委託・指定管理業務案件では、業務・職種ごとに個別に労務報酬下限額を設定しているものと、それ以外の業種・職種に共通の労務報酬下限額を設定するというので、2つに設定している。まず個別に労務下限額設定を行っている労務報酬下限額である。こちらは業務の質の確保の観点から、業務内容に応じて複数の業種・

職種ごとに個別の労務報酬下限額の設定を平成28年度から行っていたが、今後毎年庁舎内の各部署と事業者の意見をいろいろ聴取しながら個別に設定できるものを増やしていきながら共通の労務報酬下限額とのバランスも踏まえながら金額を設定しているところである。令和3年度の労務報酬下限額の設定については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響等を踏まえ、諸般の事情を考慮して、こちらも据え置くことで決定している。

個別に労務下限額設定を行っているもの以外の労務報酬下限額。こちらについても平成29年度から東京都の最低賃金の動向を踏まえて市民の安全や質の確保、激変緩和等総合的な見地から労務報酬下限額を設定している。平成30年度は990円、こちらは資料の表示が間違っている。「令和2年度」と書いてあるが「令和元年度」の間違いである。令和元年度は1,018円、令和2年度は1,046円と設定している。続いて令和3年度労務報酬下限額の設定については、先ほどと同様に新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響等を踏まえ、諸般の事情を考慮し、据え置く方向でまとまっている。

課題3、公契約条例の適用労働者の範囲である。こちらは以前からお話しさせていただいているが、従事する60歳以上の労働者を公契約条例の労務報酬下限額の適用対象外という形で、今まで多摩市の特徴として対応している。ただ、これについても、60歳以上の労働者にも労務報酬下限額を適用した場合、その雇用の機会減少のおそれがあると危惧されることから、今現在は対象外としているところである。ただ、業種によってはあるのではないかということも以前から話し合われているので、そういったことも踏まえながら今後も個別に対応できるものを踏まえて、今後も引き続き検討していくということで確認した。

課題4である。落札率と労務報酬下限額との関係の検討についてである。こちらは直接関係することではないが、関連することからいつも課題には挙がっている。労務報酬下限額の遵守が可能な最低制限価格の設定が必要であるが、入札制度に関する検討については、公契約審議会の所掌範囲を越えていることから、審議会からの答申の際に意見具申にとどめていると

ころである。ただ、労務報酬下限額を遵守と落札率等については密接な関係があることから、今後も落札率の推移を審議会でも確認していくことでまとまっている。

そのほか、課題5については公契約条例の周知方法。こちらは今までもポスター、チラシ等を作成しており、ホームページにも掲載しているところであるが、引き続き同様に対応していこうということでまとまっているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
この際暫時休憩する。

午後 0時05分 休憩

午後 1時05分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは12番、新型コロナウイルス感染症への取組状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、新型コロナウイルス感染症への取り組み状況についてご報告申し上げさせていただく。6月の総務常任委員会でも5月末までの取り組み状況について報告させていただいているが、本日配付させていただくものについては6月以降8月末までの取り組み状況ということで新たに入れさせていただいたものである。本日は5月末以降の新たな取り組みと追加した実績等についてご報告させていただければと思うので、ポイントを押さえた形の説明になるのでよろしく願います。

まず1ページ目の3の貸付や融資等を受ける際に必要となる証明書の交付手数料の減免の状況である。7月末現在で2,069件という状況になっている。

続いて2ページをご覧くださいと思う。7番目の近隣センター商店街の店舗家賃減額等の要請であるが、7月に観光担当課長が東京都住宅供給公社、そしてUR都市機構を直接訪問して改めて要請をさせていただ

たところである。状況については、今までと回答は全く同じであったが、直接訪問した中で要請をさせていただいたところである。

続いて8番目のたましめし応援隊による飲食店の支援である。飲食チケットの関の実績のところであるが、8月27日現在で58店舗であるが、それから4店舗今申請を受け付けさせていただいて、さらにこれに今1店舗来たということで、今後63店舗になるような状況である。

続いて9番目のがんばろう事業者支援金のところである。8月27日現在の実績については98件という状況になっている。

次に、3ページ目の11番の感染予防対策促進事業のところである。一般質問でもご紹介させていただいたステッカー及びポスターの配付申し込みの実績である。8月27日現在で167店舗の申し込みがあったところである。なお、補助金については9月1日から受け付けを開始しており、既に数件申請が出ているところである。

続いて12番目の中小企業向けの新型コロナウイルス感染症に関連した支援策の周知で、3回目のダイレクトメールの送付で、8月26日に2,700社に対してダイレクトメールを送付させていただいているところである。

併せて13番目、事業者アンケートの実施で、このダイレクトメールに合わせて事業者アンケートを実施させていただくところである。業種等の基本情報のほかに2月以降の売り上げの前年同月との比較、国や東京都、多摩市の支援制度の利用状況、テレワークの実施状況などの調査を実施するところである。現在のところ百数件回答が来ているところである。

続いて4ページの14番、事業者グループ連携支援補助金である。こちらは今週の補正予算審議でお認めいただいたものである。実施内容については、非接触型事業やソーシャルディスタンスを取るような事業を商店街、同業組合や中小事業者が3社以上で構成する共同体で実施する場合に補助金を交付する仕組みになっている。

続いてその他の取り組みの1番目、セーフティネット保証に係る認定書の交付である。7月末現在で今認定件数が400件となっている。内訳としては4号が309件、5号が54件、危機関連が37件という状況であ

る。

続いて5ページをご覧いただきたいと思う。5番の雇用調整助成金に関する個別相談会である。こちらについては8月3日から5日までの3日間で定員36名、各日12名ずつで雇用調整助成金の申請に係る相談会を実施させていただいたところである。こちらについては多摩信用金庫、そして東京働き方改革推進センターなどと連携して開催させていただいたところである。実績としては、8月3日が2件、4日が1件、5日が3件、計6件で思いのほか少なかった状況である。

続いて税制措置の関係である。6ページをご覧いただきたいと思う。市税の徴収猶予の特例制度の利用状況である。実績であるが、7月末現在で延べ件数で152件の徴収猶予を許可しているところである。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による納税相談を受けた件数であるが、こちらでも341件という状況になっている。

続いて7ページをご覧いただきたいと思う。その他の取り組みということで非接触型行政サービスの展開である。こちらは市税等におけるスマホ決済アプリの拡大、2番目の証明書等のコンビニ等での交付対象の拡大、こちらについては後ほど報告を課長から別件でさせていただくので、こちらでお聞きいただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、コンビニエンスストアでの証明書交付の拡大について、市側の説明を求める。

赤松課税課長 先般の補正予算でお認めいただいたコンビニエンスストアでの証明書交付の拡大についてで、今後の取り組みや進め方も含めてご説明をさせていただければと思う。お手元の資料をご覧願う。

今回拡大する証明書については、補正予算でもご審議いただいた課税(非課税)証明書、これは市民税の課税(非課税)証明書と、あと市民課の戸籍証明書の2点について拡大をさせていただくところである。

実施時期についてであるが、令和3年4月1日午前6時30分から取得

できるような形でシステム改修並びにテスト等を重ねてという形で進めていきたいと考えている。

あと3番目の今後の対応であるが、大きいところではまずシステム改修をさせていただいて、それに伴ってコンビニで交付させていただくに当たっての関係例規改正で、今回は条例改正まではいかなくて、規則改正で対応できるというところで準備を進めさせていただければと思っている。あと交付に伴って市民の方へのPRで、今の段階で日程はまだ調整中であるが、たま広報や市公式ホームページで市民の方たちに対して周知をさせていただければと考えている。

あと4月の発行に向けて最終的な交付テストを重ねて準備を今後進めていくという形である。また逐次、進捗状況等も含めていろいろ動きがあったら情報共有をさせていただければと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」の導入について、市側の説明を求める。

岩本納税課長 スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」の導入についてである。先ほど鈴木市民経済部長からご説明差し上げたが、今月9月30日から「PayPay」「LINE Pay」を導入する。当初課税のときにお送りしているバーコードつき納付書でアプリを登録させていただいて、そちらで読み取る形で納付ができるようになる。

対象税目と料金については、市・都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料となっている。

こちらを導入することによって、多くの利用者がある「PayPay」「LINE Pay」であるので、利便性が非常に高まることや、あとこれまでコンビニや金融機関に行ってお支払いしていただくが多かったが、そこが自宅にいながら利用できるということで、これまでのPayBというアプリのみであったが、今回非常に利用者数の多いアプリを導入というところで納税者様の利便性が高まると思っている。

参考に、P a y Bの利用実績であるが、令和元年、去年の9月から今年の7月末までであるが、170件で約420万円の納付があった。今後広報やチラシ等を作成し、P R等に努めていきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、多摩市農業委員会委員の辞任に伴う補充について、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 多摩市農業委員会委員の辞任に伴う補充についてご説明をさせていただく。6月議会で同意をいただいて、7月20日に新たに13名の農業委員を任命した。しかし、その中の1名の委員より一身上の都合により辞任願が出され、8月31日付で委員を辞任し、現在農業委員会委員に欠員が出ている状況である。欠員が出たので委員の補充手続を以下のスケジュールで行う予定である。

1番目のスケジュールである。まず9月23日から1カ月間、農業委員会委員候補者の推薦及び募集を行う。その後11月中旬から応募者の方の評価及び選定をさせていただいて、12月議会でまた常任委員会へその時点の状況報告をさせていただく。令和3年3月の定例会で委員の任命同意をまた上程させていただいて、4月に新たに任命をさせていただきたいと考えている。

任期については、現在の委員の残任期間となっている。

候補者募集方法であるが、推薦または応募によるということで、候補者多数の場合には選考をさせていただきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、多摩市観光・交流まちづくりランドデザインの提言について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 多摩市観光・交流まちづくりランドデザインの提言についてご説明する。まず委員会へのご報告が遅れたことは大変申し訳なく、おわびする。

概要についてご説明をさせていただく。令和2年3月24日に、多摩市観光まちづくり交流協議会より「多摩市観光・交流まちづくりグランドデザイン」が提言された。この協議会は、平成31年3月に市内企業や大学、行政が一体となった協議体として設立されたものである。議論の中で、多摩市観光の方向性を示す方針の必要性が挙げられ、市に対してその提言を行うこととし、本「多摩市観光・交流まちづくりグランドデザイン」として取りまとめられた。この提言では、多摩市観光のあるべき姿と、多摩市の産学官民が一体となって観光まちづくりに取り組んでいくための方向性を示す方針や中長期計画の必要性について提案されている。

2番目の提言の内容についてである。おしゃれでぜいたくな活力ある多摩観光の中核的役割を目指した観光と交流とまちづくりの融合、従来のような観光名所を訪れるだけの一方向なものではなく、来街者と市民との双方向の交流という体験を観光資源として磨き上げ、まちづくりへとつないでいくこと、定住促進を最終目標としたシティプロモーションと一体となった観光振興の推進、観光マーケティングに基づく行政としての取り組み方針の策定、観光・交流まちづくりを進める中核的な組織づくりといったことが提言の内容となっている。

この提言を受けて、市の対応になる。こちらについては、観光振興の基本方針を策定するというので、令和2年度中に策定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済対策を優先とさせていただいた。その結果、おおむね1年程度策定について延期ということで、令和3年度中に策定することで今進めている。

次の資料をご覧くださいと思う。こちらが多摩市観光・交流まちづくりグランドデザインの概要になる。提言書の中では以下が記載されている。多摩市観光の特徴。多摩市の観光ポテンシャル。多摩市観光の目指すべき姿と基本的な姿勢。多摩市観光・交流まちづくりグランドデザインの枠組み。そういった部分で、趣旨としては、グランドデザインの推進に向けて行政への要望ということで、観光マーケティングに即した行政による観光実態調査・意識調査の実施、マーケティングを反映した観光振興に関する基本方針の策定、これは先ほど申し上げたとおり、来年度中に策定す

る予定である。あと観光・交流まちづくりを進める中核的な組織の推進力向上に向けた継続的な支援、こういった部分が行政への要望として挙げられている。

次がグランドデザインの本文になるので、後ほどご覧いただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、多摩市プレミアム付商品券事業実施報告について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 多摩市プレミアム付商品券事業実施報告についてご説明する。こちらについては、3月に暫定版を提出している。基本的には3月時点と変わってはいないが、最終的には換金額、前回10回目までを掲載させていただいていたが、最終回10回目ということでそれを記載し、まとめの部分を記載させていただいた。改めてこちらの概要版をもとに簡単にご説明させていただきます。

1番、プレミアム付商品券事業の概要となる。目的については、令和10年10月1日より消費税・地方消費税の10%への引き上げに伴って地域における消費を喚起し、下支えすること目的としてプレミアム付商品券を販売した。対象者としては、平成31年度住民税非課税者、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主。制度の概要としては、購入限度額が額面2.5万円を2万円で販売、プレミアム率は25%になる。実施概要についてである。販売場所は16カ所、販売期間は令和元年10月1日から令和2年2月14日まで。利用可能店舗は500店舗。利用期間は令和元年10月1日から令和2年2月29日までとなっている。

2番目の住民税非課税者の状況になる。この住民税非課税者の対象としては2万1,548人で、商品券の引き換え交付決定者数は8,909人、申請率は41.3%であった。

3番目の申請期限の延長である。こちらについては申請期限を11月3

0日から1月6日までに延ばし、それ以降も申請があれば柔軟に対応したが、なかなか申請者が伸びない状況であった。

4番目の子育て世帯主の状況である。こちらについては3回に分けて送ったが、3,494人が該当で、こちらについては非課税対象者とは違って引換券の申請は不要となっている。

続いて5番目のプレミアム付商品券引き換え状況になる。非課税者については8,904人、子育て世帯主については3,494人、合わせて1万2,398人が引換券の対象者となっている。なお、この引換券の対象者の購入に当たっては、購入時に引換券を返しているため、非課税者と子育て世帯の購入率は把握できないような形になっている。

続いて2ページ目の6番、プレミアム付商品券の販売状況になる。販売総数は4万7,626冊で購入額面については2億3,813万円、購入額は1億9,050万4,000円で、販売購入率は76.8%だった。

7番目のプレミアム付商品券取扱店及び換金である。換金額は2億3,720万7500円であり、販売総額に対する換金割合は99.6%だった。換金実績の上位20店舗については、スーパーが14店舗を占めた。

8番の主な課題等である。こちら多摩市の申請率は41.3%であった。こちらの申請率が低い理由としては、最低4,000円購入しなければ商品券を購入できないこともあり、低所得者の方については負担が大きいこと、また申請者を送付した時点では利用店舗が確定できていなかったこと等が考えられている。商品券販売所の確保になる。こちらについては郵便局を含めて最終的に16店舗に増えたが、なかなかそういった販売所の確保が難しい状況であった。

最後に、まとめとなるが、こちらについては、スーパー等での購入が一定の割合となるので、景気の下支えの点では一定の役割を果たしたと市では考えている。詳細はまた次のページの多摩市プレミアム付商品券事業実施報告書を後ほどご覧いただければと思う。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて18番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和についてご説明する。

道路占用許可の緩和の概要についてである。国や東京都では、新型コロナウイルス感染症蔓延の防止や、経済的な影響を受ける飲食店等を支援するための施策として、沿道飲食店の路上利用に係る道路占用許可の緩和を実施している。施策の概要については、一定の通行空間を確保することを前提に密の防止のため路上においてテラス営業することを緊急措置として認めること。当市においては、同様の施策の実施について経済観光課と道路交通課で協議し、多摩中央警察署の許可も得られる道筋が立ったので、ここで道路占用の許可基準を設けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地元飲食店への支援を行うこととした。

2、実施の概要についてである。内容について、先ほど申し上げたとおり新型コロナウイルス感染症のための暫定的な営業であること、「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること、テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること、施設付近の清掃等を行うこととなっている。主体としては、地方公共団体又は関係団体による一括占用。多摩市では商店会、多摩センター地区連絡会等からの申請を経済観光課で受けて窓口となる予定となっている。場所については、道路の構造や交通に著しい支障を及ぼさない場所ということで、歩道上においては、交通量が多い場所については3.5メートル以上、その他の場所については2メートル以上の歩行空間の確保が必要となっている。占用料については、先ほどの清掃等を行う場合については免除となっている。こちらの占用期間については令和2年11月30日までとなっているが、国や東京都の動向等を踏まえて適宜また検討していきたいと思っている。実施体制については、先ほど申し上げたとおり、商店会等からの申請が経済観光課にあった場合に道路交通課、あと多摩中央警察署へ申請をさせていただく。

3番の今後の予定である。こちらについては、令和2年9月1日に道路

占用許可基準の制定を行っている。続いて申請があり次第順次許可となるが、こちらで総務常任委員会、生活環境常任委員会へご報告させていただいた後、個別に商店会にご案内して事業を進めたいと思っている。先ほど申し上げたとおり、11月30日が現状での道路占用許可の緩和終了となっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて19番、(仮称)キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 (仮称)キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会についてご報告する。

1番目、概要である。こちらの(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想を進めるために設置予定であったキャンパス・マネジメント・アソシエーション、以下「CMA」と呼ばせていただくが、そちらの前段階である準備会を令和2年4月に設置した。準備会は当初5月に第1回開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により8月3日に第1回、9月4日に第2回を開催した。また、7月にこのCMAの設立準備会を支援する事業者として公募型プロポーザル方式によって受託事業者を選定した。受託事業者への委託期間については、令和3年9月頃までを想定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年12月まで延長している。

2番目の今後予定である。令和2年9月～12月に準備会として第3回から第4回を開催予定。内容については、公園内施設の情報共有・課題共有を通してCMAの方向性や役割・体制、骨子となる部分の検討を行っていく。その後、令和3年1月～12月に準備会の5回～7回を開催予定、CMAの事業計画取りまとめに向けて内容の具体化を進める。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、CMA活動の具現化に向けた先進地視察や講演会など、そういった部分の機会の提供を受けながら進めていく。令和3年12月にCMAの設立総会を予定している。

次のページになるが、そのCMA設立準備会の第1回、第2回の開催の主な内容になる。第1回については、先ほど申し上げたとおり8月3日に開催して、まずはクリエイティブ・キャンパス構想に関する講義を受けて、あと副委員長の互選、今後のスケジュールについて確認した。第2回は9月4日に開催したが、本日当日配付となったが、第2回のCMA設立準備会の要点録、これは次の資料になるが、それをご覧いただければと思う。こちらについては、主な協議内容として、1、CMAの全体プログラムについて、CMAの全体スケジュール、パークPFIの要求水準書案に対する意見の説明・交換、2番目として、各施設団体におけるこれまでの取り組みと今後の計画の説明、3番目としてCMAの実現に向けた問題・課題に関する意見交換で、市民の捉え方について、あとCMAの位置づけについての意見交換を行った。続いて次回協議予定である。先ほど申し上げた市民の捉え方やCMAの位置づけについて決定、パークPFIの要求水準書におけるCMAの機能とCMAの方向性について今後検討していく予定である。要点録については、また後ほどご覧いただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 CMA活動の先進地視察とあるが、こういったところが候補に挙がっているのか。

三浦観光担当課長 今委託事業者からの提案では、柏市がよろしいのではないかとということで1つ案が出ている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて20番、サステナビリティボンド(SDGs債)の購入及び投資表明について、市側の説明を求める。

芳野会計管理者 それでは、20番目のサステナビリティボンド(SDGs債)の購入及び投資表明についてご説明する。

本市においては、平成30年度に多摩市公金の保管及び運用方針を見直して、平成31年1月1日より運用している。見直しの中身としては、これまでの基金管理の項目として入れていた具体的な運用対象を多摩市公金

管理運用基準に委ねることによって運用方針の中では基本的な考え方として安全かつ効率的な金融商品を選択すると定めたところである。そして、それを受ける形で多摩市公金管理運用基準の金融商品の選択の中で、国債・地方債に同じ公共債である政府金融機関債を加えたところである。このところは、今年令和2年の第1回定例会の中でご説明した部分でもある。

このたび購入した鉄道・運輸施設整備支援機構の発行する債券については、政府関係機関債の中の財投機関債に該当するものである。内容については、そこに記載されてあるように期間20年、1億円の購入で、利率は0.469%になる。

市としては、このたびこの債券を購入するに当たって、単に利率のみならずこの債券の使途として低炭素経済に向け地球環境に優しく必要不可欠な交通インフラの整備等に充当するという点に着目した。これはいわゆるサステナビリティボンド、別名SDGs債と呼ばれるもので、SDGsに貢献するためのみに使途が限定されているようなものである。ご存じのようにSDGsについては、多摩市第五次総合計画の第3期基本計画において市として寄与していくということからも、運用先として適切であると判断したものである。

また、この債券を購入したことについて鉄道・運輸施設整備支援機構並びに多摩市がそれぞれのホームページ等で環境対策や社会貢献を重視していることを同時に表明しているような状況である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 本市では「平成30年度より債券運用を本格化させ」とあるが、これまでの運用益はどのくらいになっているのか、それはどういった形で報告されているのかお聞かせ願う。

芳野会計管理者 これまでの運用益については、過去を遡ると、今手元にあるのは平成19年度から持っているが、その当時は大体運用益が年間で4,300万円ぐらい、平成20年度がMAXで大体4,500万円あった。徐々に、その後リーマンショックが起きて、どんどん右肩下がりで下がって行って、一番底を打ったのが平成29年度の206万6,000円。今度平成30年

度から今申し上げたように、運用方法を少し変えることによって平成30年度については若干上回って296万円ぐらい。令和元年、これからどんどん本格的に債券のほうに投資していくわけであるが、この時点で562万円でだんだん右肩上がり、今年度の予想としては予算書にもあるが大体760万円ぐらいということで、毎年200万円～300万円ぐらい徐々にアップしていくような状況である。ただ、この実績報告については、申し訳ない、今まで綿密に報告してきたというような経緯は聞いていないので、この辺についてはかつて議会の中でもいろいろご指摘があったと思っているので、我々としてはできれば毎年どこかに決めて、ある一定の時期とかそういう時期において総務常任委員会にこういった報告をさせていただくことを今検討しているような状況である。

藤條委員 　少しお伺いしたいが、このサステナビリティボンドで運用できる上限枠があるのかどうかである。あとこの金融商品自体に元本割れリスクがあるのかどうか、そして20年での運用でどのぐらいの運用益が見込まれているのかをお伺いしたいと思う。

芳野会計管理者 　上限の話であるが、何もこのサステナビリティボンドだけを今回我々として運用するというのではなく、いろいろなものに運用を持っているところである。それは先ほど申し上げたように公共債の中でもいろいろある。一番多いのは何と言ってもやはり銀行に対する定期預金的なものが一番多いわけであるが、それはもうほとんどスズメの涙であり、金利はほとんどないので、そういうことでこのたび債券のほうに少し軸足を置いていくというような方針でそのようになったことはご存知だと思う。

2番目、財投金融機関債というのは、ある意味公共債であるので、保証はある程度ついているようなことになるので、民間債についても当然のことながら保証というか重疊的債務負担、担保はついているものを今回対象としているということで、元本割れに対する保証も一応担保していくというのが基本的な考え方であるが、完全な債券になるとなかなかそういうところまでいかない場合も出てくる可能性はあると思っている。

20年間ということであるが、0.469%というのは単年度の利率になるので、それが毎年加わってくるということであるから、1億円に対し

て46万,9000円、そうするとそれが20年間ということで20倍していただければと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

午後 1時45分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 1時45分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長

松田 だいすけ